

東電福島第一原発内の医療体制の強化について

平成23年 6 月30日

東電福島第一原発作業員健康対策室

1. 新たな医療チームの派遣

(1) 派遣の要請等

- ・厚労省と文科省が連携し、国として派遣元に要請する。
- ・広島大学に「東電福島第一原発救急医療体制ネットワーク」（以下、ネットワーク）を設置し派遣計画等の調整を行う。

(2) 活動の概要

- ・緊急被ばく医療等の専門医、看護師（男性）、放射線管理の担当者からなるチームにより構成する。
- ・2泊48時間勤務で交代し、従来の医師派遣と併せて、複数の医師の24時間体制を実現する。
- ・被ばく傷病者、熱中症、外傷、心疾患、脳血管疾患等の初期医療を担当する。

(3) 派遣事業の評価

- ・ネットワークを中心に関係者が参集し、一定期間ごとに事業評価を行いながら改善を進めていく。

2. 従来の医師派遣との役割分担

(1) 新たな医療チーム

- ・新たに設置された医療施設で、緊急的な対応を要する疾病等への初期医療。

(2) 従来からの派遣医師（産業医大と労災病院からの派遣）

- ・免震重要棟で、一般的な疾病に対する医療や健診関連の業務。

＊新たな医療施設は5，6号機サービス建屋の1階を改修し、治療用ベッドや救急医療用の器材を備える。

3. 国の役割について

引き続き、医師等の確保や搬送体制の強化について、関係機関への要請や調整を行っていく。